

平成22年度見直し対象43法人の概要及び勧告の方向性(案)の主な指摘事項  
(未定稿)

資料 1

WG	主務府省	法人名	主な業務	常勤職員数(人)	H22 予算(億円) ※( )内はうち、国の財政支出額	勧告の方向性(案)の主な指摘事項
1 WG	総務省	情報通信研究機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発</li> <li>周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報</li> <li>高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援</li> </ul>	427	475 (341)	<ol style="list-style-type: none"> <li>成果の早期発現による産業界における実用化支援や、国際標準化を意識した研究開発の推進による技術力強化による国際競争力強化に向けた研究開発の取組。</li> <li>研究開発課題の外部委託経費(平成22年度予算62億円)等の精査を行い、予算を縮減。</li> <li>民間基盤技術研究促進事業及び情報通信ベンチャーへの出資業務に係る繰越欠損金(それぞれ平成21年度末約562億円、約29億円)の解消に向け、委託・出資対象事業の運営改善に資する助言を積極的に実施。</li> <li>アジア研究連携センター、ワシントン事務所及びパリ事務所については、その必要性を検討の上、事務所スペースの縮減、他法人等の事務所との共用化などによる経費削減。</li> <li>特許収入(平成21年度実績約7.9百万円)に比し権利維持費用(平成21年度実績約33.9百万円)が非常に高いことから、特許収入につながる可能性の判断の厳格化等による保有コストの縮減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の拡大を図る。</li> </ol> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果(H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業規模の縮小(新世代ネットワーク技術の研究開発)。</li> <li>● 事業の廃止、不要資産の国庫返納(民間基盤技術研究促進事業、情報通信ベンチャーへの出資)。</li> </ul>
		農林水産消費安全技術センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>JAS法等関係法令の規定に基づく立入検査</li> <li>JAS規格又は品質表示基準が定められた農林物資の検査</li> <li>肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査</li> </ul>	667	75 (71)	<ol style="list-style-type: none"> <li>食品表示監視業務の科学的検査を実施しているセンター等の配置人員の適正化。</li> <li>国民生活センターの商品テスト事業の効果的かつ迅速な実施のため、技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制を構築。</li> <li>相談窓口業務については、企業等からの技術的な相談に特化する等、業務を縮減。</li> <li>独法制度の全体の見直しの議論を踏まえ、役職員の身分の在り方を改めて検証。</li> </ol> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果(H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構に加え、民間検査機関と有機的なつながりをつくり、効果的かつ迅速に商品テストに結びつける体制を早急に整備。</li> <li>● 消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理、その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築。</li> </ul>
	農林水産省	種苗管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物新品種の知的財産権(育成者権)の付与の可否を国が判定する際に必要となる栽培試験</li> <li>種苗購入者の適切な選択に資するための表示検査・品質検査</li> <li>病害虫のまん延防止のための健全無病なばれいしょ及びさとうきびの原原種(元だね)の一元供給</li> </ul>	305	33 (28)	<ol style="list-style-type: none"> <li>品種保護Gメンの海外派遣は効果的なものに限定。</li> <li>種苗検査業務については、実験室における品質検査を本所にすべて集約化することを踏まえて配置人員を適正化。</li> <li>余剰原原種等の一般種いも等としての販売(余剰原原種等生産量の13%)を増加し、自己収入の拡大を図る。また、でん粉用の余剰原原種等の加工業者への販売は一般競争入札などにより実施。</li> </ol>
	農林水産省	家畜改良センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善</li> <li>飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布</li> </ul>	852	93 (81)	<ol style="list-style-type: none"> <li>家畜の改良・増殖業務について、都道府県・民間では取り組み難い新たな育種改良技術と保有する多様な系統を活用した家畜改良の素材となる種畜の供給に重点化し、事業規模をスリム化。</li> <li>飼料作物に係る種苗の生産・配布等業務について特定の団体が配布を受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て配布。</li> <li>種畜検査業務の都道府県への移管については、コストの事前検証と責任の明確化を前提に、都道府県の意見を聴きつつ、移管を推進。</li> <li>調査研究業務については、本法人が実施する家畜の改良や作物増殖に応用できる技術の開発に重点化し、他の研究機関との役割分担を明確にした上で研究課題の重複を排除。</li> <li>土地や建物等の資産を貸し付ける際には((社)ジャパンケネルクラブ、(社)家畜改良事業団)、家畜改良センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの、又は、公共的又は公益的な見地から土地・建物等の利用が必要不可欠なものに限定し、貸付けに当たっては正当な対価を徴収。</li> </ol>

				<p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国的な視点での家畜改良：事業規模の縮減（種畜の多様化、系統造成の支援などに特化）。</li> <li>● 種畜検査：コストの事前検証と責任の明確化を前提に事業を自治体に移管。</li> </ul>
水産大学校	・水産に関する学理及び技術の教授及び研究	185	29 (21)	<p>1) 水産大学校が行っている水産に関する学理及び技術の教授及び研究については、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るなど、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について検討。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専攻科の統合を中心とした他の法人との統合を検討（事業規模の縮減）。</li> </ul>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>・農業及び食品産業に関する技術の総合的な試験研究</p> <p>・農業、食品産業等に関する試験研究の委託とその成果の普及</p> <p>・農業機械の改良に関する試験研究</p> <p>・近代的な農業経営に関する学理と技術の教授</p>	2,909	581 (486)	<p>1) 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センターについては、研究課題の成果の一層の向上等シナジー効果の発現や管理部門の一層の効率化の推進等のため、事務及び事業の一体的実施を含めて、その在り方や業務の実施方法について抜本的見直し（以下「農業関係4研究開発法人の抜本的見直し」という。）</p> <p><b>(農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター共通事項)</b></p> <p>2) 農業・農村の多面的機能関係の研究（農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発及び農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明）については、農業政策上の喫緊の重要課題ではなく、継続する緊急性、必要性はないことから平成22年度限りで廃止。</p> <p>3) 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授業務（平成22年度予算額2.7億円）については、農業者大学校の定員の充足状況にかんがみ、また、存廃を含めた評価を行うべきとの昨年の政独委の二次評価等を踏まえ、その在り方について抜本的見直し。</p> <p>4) 民間研究促進業務（平成23年度予算要求額26億円）については、平成22年度中に売上納付を予定している企業があるものの、繰越欠損金（平成21年度末約▲19億円）の状況等にかんがみ、23年度から新規案件の募集・採択を停止し、次期中期目標期間中にある場合は、既存採択案件について確実な売上納付を促進すること等を検討。</p> <p>5) 基礎的研究業務（平成23年度予算要求額約60億円）のうち競争的資金業務については、自己への資金配分が可能となっていることから抜本的見直し。また、実施主体については、今後、国又は他の専門的機関等への一元化の検討。</p> <p>6) 基礎的研究業務のうちウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業については、開始から10年が経過し、いまだ普及に至っていない成果の多くが既に陳腐化しており事業化が見込めないことから平成22年度限りで廃止し、保有資産（約2億円）を国庫納付。</p> <p>7) 東京事務所及び東京リエゾンオフィスについては、本部を含め移転先を検討し、平成23年度中に東京23区外へ移転。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」、「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」及び「農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明」については、事業の廃止。</li> <li>● 農業者大学校については、事業の廃止（ただし、廃止時期については在学者に配慮）。※平成20年度業務実績評価において、存廃の必要性について評価するよう指摘。</li> </ul> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎的研究業務のうち競争的資金業務については、自己への資金配分はやめ、主体については、国または他の専門的機関等への一元化を検討すべき。</li> <li>● 民間研究促進業務については、廃止。</li> </ul>
農業生物資源研究所	・生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究	381	120 (72)	<p>1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し。</p> <p>2) 放射線育種場の寄宿舎については利用率が低下していることから廃止。</p> <p>3) 放射線育種場の依頼照射手数料については、独法及び国立大学法人の手数料の有料化を検討。</p>
農業環境技術研究所	・農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究	171	42 (33)	<p>1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し。</p>
国際農林水産業研究センター	・熱帯、亜熱帯地域、その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究	187	40 (38)	<p>1) 農業関係4研究開発法人の抜本的見直し</p> <p>2) オープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」について、利用促進。</p>



	森林総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究</li> <li>・林木の優良な種苗の生産及び配布</li> <li>・水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施</li> <li>・農用地及び土地改良施設等の整備</li> </ul>	1,268	746 (436)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題を重点化。</li> <li>2) 研究課題の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止。</li> <li>3) 森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化。</li> <li>4) 水源林造成事業においては、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積るなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底。</li> <li>5) 森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局（港区）については、本法人本所（つくば市）との統合を含め、移転・共用化を検討した上で実施。</li> <li>6) 水源林造成事業については、将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を得る。</li> <li>7) 職員宿舎8号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国へ返納又は売却。</li> </ol>
	水産総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究</li> <li>・さけ類及びます類のふ化及び放流（個体群の維持のために必要なもの）</li> <li>・海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査</li> </ul>	958	272 (192)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 試験研究・技術開発業務については、都道府県、民間企業、大学等との役割分担を踏まえ、一層の重点化。</li> <li>2) 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」については、試験研究の重点化の観点から廃止。</li> <li>3) 海洋水産資源開発勘定の金融資産約21億円のうち、真に必要な緩衝財源（約10億円）を除いて国庫納付。</li> </ol>
財務省	酒類総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類の高度な分析・鑑定（これらに伴う手法の開発を含む）</li> <li>・酒類の品質に関する評価</li> <li>・酒類及び酒類業に関する講習</li> <li>・酒類及び酒類業に関する研究・調査</li> </ul>	46	11 (11)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 分析・鑑定業務については、国税庁の税務行政に直結する業務に、より重点化。</li> <li>2) 研究・調査業務については、行政ニーズに更に直結した分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に特化。</li> <li>3) 品質評価業務及び講習業務については、民間による単独実施又は共催化できないものは、廃止。</li> <li>4) 法人の在り方については、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討。</li> </ol> <p>（参考）事業仕分けの評価結果（H21.11）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 役割を整理した上で、民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進。</li> </ul>
	日本万国博覧会記念機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・運営</li> <li>・日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付</li> </ul>	48	41 (-)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 中期目標期間の延長については、既に主務大臣及び財務省独法評価委員会の手続きを終えており、大阪府も同意済み。なお、財務大臣協議については、年明け以降開始し、年度内に終了予定。</li> <li>2) 公園事業の大阪府への移管に向け、財産整理について大阪府と財務省との間で協議中。</li> </ol> <p>（参考）事業仕分けの評価結果（H22.4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園事業：公園事業は大阪府に任せるものとし、協議を促進。</li> <li>● 公園事業勘定の投資有価証券の扱い：国出資見合い分は国庫に返納。</li> </ul>
2WG	経済産業研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する政策研究</li> </ul>	44	16 (15)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 法人のミッションを実現する上で次期中期目標期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定め、次の経済産業政策に資する政策研究にリソースをより重点的に投入。</li> <li>2) 毎年度、運営費交付金債務残高が発生（平成18年度～21年度：4.3億円）しており、予算規模を適正な水準まで縮小するとともに、研究プロジェクトの進行管理を厳格化。</li> <li>3) 分室については、廃止又は規模の縮減。（4割を超える減）</li> </ol>
	工業所有権情報・研修館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本並びにひな形を収集し、保管し、陳列し、並びにこれらを開覧又は観覧</li> <li>・工業所有権の流通促進をはかるため必要な情報の収集・整理及び提供</li> <li>・特許庁の職員その他の工業所有権に関する事業に従事する者に対する研修</li> </ul>	100	129 (128)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ①特許庁の審査・審判業務に必要な図書等を収集する審査・審判関係図書等整備業務、②委託を受けた関連公益法人が実施している和文・英文抄録の作成等を行う工業所有権情報普及業務については、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。</li> <li>2) 特許庁業務・システム最適化計画に基づく新システムの稼働に伴い、一部の業務が廃止されることを踏まえ、計画的に組織・人員の削減等を実施。</li> <li>3) 特許庁職員に対する研修は、特許庁自ら実施することを含め、抜本的に見直し。</li> <li>4) 法人の在り方については、独法の形態で行うことが真に必要かつ効率的かについて、国の判断・責任の下で実施することを含めて検討し、抜本的に見直し。</li> </ol> <p>（参考）事業仕分けの評価結果（H22.10）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 27年度の新システム移行にあわせて特許電子図書館事業を廃止。それまでは最大限のコスト削減。</li> </ul>
	製品評価技術基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業製品その他の物資に関する技術上の評価</li> <li>・工業製品その他の物資に関する試験・分析・検査等を行う事業者の技術的能力の評価</li> </ul>	396	84 (72)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生活安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野及び適合性認定分野の業務を一体的に実施することの必要性等については、国民に分かりやすい形で明示。</li> <li>2) 法人の技術的・専門的優位性も踏まえ、国民生活センターとの間において、効果的かつ効率的な連携体制を構築。その際、他の独法等との関係にも留意。</li> </ol>

3 W G	文 部 科 学 省		・工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報収集・評価・整理及び提供		<p>3) 電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務の廃止。</p> <p>4) 当法人の特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターについては、一元化。</p> <p>5) 独法制度の全体の見直しの議論を踏まえ、法人の業務及び役職員の身分の在り方を改めて検証。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方を至急整理。その上で、他の省庁や独法との横の連携を早急に構築。</li> <li>● 関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整備。</li> </ul> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (電気工事士の講習業務について) 見直しを行う (実施主体を見直す)。</li> </ul>
		日本貿易振興機構	<p>・対日投資拡大</p> <p>・我が国中小企業等の国際ビジネス支援 (知財保護等の現地活動支援や農産品等の輸出促進等)</p> <p>・開発途上国との貿易取引拡大 (EPA、WTO の推進等)</p> <p>・海外調査・開発途上国経済研究、情報提供、海外へのメッセージ発信</p>	1,543	<p>378 (273)</p> <p>1) 日本企業の海外展開支援については、海外ネットワークを有効活用した基盤的な事業に重点化。</p> <p>2) 対日投資ビジネスサポートセンターについては、その規模について見直しを行い、効率化を図った上で、入居率が改善しないものは廃止。</p> <p>3) アジア経済研究所については、日本貿易振興機構との統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務を効率化。</p> <p>4) 国内事務所 (36 か所) 及び海外事務所 (72 か所) については、設置の必要性等を検証し、他法人との共用化等の可能性について検討。</p> <p>5) 保有資産等 (ジェトロ会館、宿舍等) については、国庫納付や集約化等を図る。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間による応分の負担、業務の効率化等、業務全体の見直し。国債等 127 億円相当を売却し、国へ返還。保証金は不要額全額を国庫返納。</li> </ul> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際ビジネス支援は当該法人が実施し、事業規模は縮減。不要資産の国庫返納 (JETRO 会館・宿舍の売却)。ガバナンスの強化、人件費・管理費等の抜本的改革。</li> </ul>
		環境省	国立環境研究所	<p>・環境の保全に関する調査及び研究</p> <p>・環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供</p>	240
		国立特別支援教育総合研究所	<p>・特別支援教育に関する研究のうち実際の研究を総合的に実施</p> <p>・特別支援教育関係職員に対する専門的・技術的な研修</p>	72	<p>12 (12)</p> <p>1) 特別支援教育に関する研究については、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、先導的な指導方法の開発に係る研究など国の政策的課題や教育現場の課題に対応した実際的な研究に一層の精選、重点化。</p> <p>2) 特別支援教育研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直し。</p> <p>3) リエゾンオフィス (芝浦) は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約。(平成 21 年度賃借料約 2 百万円)</p>
		大学入試センター	<p>・センター試験に関する問題作成・採点その他一括して処理することが適当な業務</p>	99	<p>108 (1)</p> <p>1) 大学入試センター研究者が行う調査研究については、大学入試センター試験の実施や大学入学者選抜方法の改善に係る調査研究に集中・特化。</p> <p>2) 法科大学院適性試験の終了やハートシステム、ガイドブックによる進学情報の提供事業の廃止に伴う要員の合理化。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学入試センター試験の実施、大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究について、コスト縮減、自己収入の拡大。</li> <li>● 大学情報提供事業 (ハートシステム等) について、事業の廃止、ゼロベースでの見直し。</li> </ul>



<p>国立青少年教育振興機構</p>	<p>・我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年教育指導者等の研修事業や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業等を実施</p>	<p>540</p>	<p>161 (100)</p>	<p>1) 地方 27 施設の自治体・民間への移管等について、具体的な数値目標や時期及び方法を定めた行程表の作成に取り組むとともに、移管が整わなかった場合の対応を明らかにするなど、厳格な進行管理を行い着実に推進。</p> <p>2) 地方 27 施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間であっても、企画事業については、国の政策課題に対応した、公立施設等において活用される先導的・モデル的な体験活動事業等に厳選・特化。</p> <p>3) 地方 27 施設が自治体・民間へ移管等されるまでの間であっても、自己収入の確保及び受益者負担の観点から、各種施設の利用料金、活動プログラムに係る費用等の設定を見直し。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体・民間へ移管。</li> </ul>
<p>国立女性教育会館</p>	<p>・基幹的女性教育指導者等に対する研修及び研修のための施設の設置 ・女性教育・男女共同参画に関する専門的な調査及び研究 ・女性教育・男女共同参画に関する情報及び資料の収集及び提供 ・女性教育・男女共同参画に関する国際協力・連携に資する研修、調査研究の実施</p>	<p>24</p>	<p>24 (6)</p>	<p>1) 研修事業については、研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映。</p> <p>2) 同会館の施設設備等について、研修に真に必要な施設への限定及び維持管理費の縮減の観点から見直し、供用廃止等必要な措置を講ずるとともに、不要な敷地は埼玉県に返却することにより土地借料を削減。(平成 21 年度借地料約 42 百万円の一部)</p> <p>1) 研修事業については、研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選するとともに、研修効果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映。</p> <p>2) 同会館の施設設備等について、研修に真に必要な施設への限定及び維持管理費の縮減の観点から見直し、供用廃止等必要な措置を講ずるとともに、不要な敷地は埼玉県に返却することにより土地借料を削減。(平成 21 年度借地料約 42 百万円の一部)</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算規模の縮減。</li> </ul>
<p>国立科学博物館</p>	<p>・博物館の設置 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査研究 ・自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料収集、保管、公衆への観覧、教育普及事業</p>	<p>129</p>	<p>34 (30)</p>	<p>1) 経常研究について、研究テーマの選定、進捗状況の把握や研究成果の評価の各段階において国立科学博物館のミッションを的確に踏まえたものとなるよう外部研究者を交えた評価を行うなど、組織的ガバナンスを強化。</p> <p>2) 新宿分館の研究業務等の筑波地区への移転に伴う新宿分館地区の土地処分及び産業技術史資料情報センターの筑波地区への移転に伴う同センター設置場所に係る賃貸借契約の解消を早期に実施。(新宿分館の土地・建物：平成 21 年度簿価約 50 億円、センター賃借料：21 年度約 18 百万円)</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料収集・保管(特に、YS-11の所蔵保管)は当該法人が実施し、事業規模は現状維持。</li> <li>● 施設内店舗用地の賃借は当該法人が実施し、事業規模の縮減。</li> </ul>
<p>国立美術館</p>	<p>・美術館の設置 ・美術に関する作品その他の資料の収集・保管・公衆への観覧</p>	<p>119</p>	<p>136 (126)</p>	<p>1) 教育普及事業として公私立美術館の学芸担当職員を対象に実施しているキュレーター研修について、低調な参加実績を踏まえ、ナショナルセンターとして国立美術館が有する専門知識や技術を全国に普及していくための研修となるようその在り方を見直し</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 美術品収集(収集・保管・展示事業)は当該法人が実施し、事業規模は拡充。</li> <li>● 施設内店舗用地の賃借は当該法人が実施し、事業規模の縮減。</li> </ul>
<p>国立文化財機構</p>	<p>・博物館の設置 ・文化財の収集・保管・公衆への観覧 ・文化財に関する調査及び研究</p>	<p>347</p>	<p>133 (122)</p>	<p>1) 一般管理業務について、効率的な運営を確保する観点から、公用車の運転業務など外部委託できる業務の精査を引き続き行い、計画的にアウトソーシング。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財収集(展覧事業)は当該法人が実施し、事業規模は拡充。</li> <li>● 施設内店舗用地の賃借は当該法人が実施し、事業規模の縮減。</li> </ul>
<p>教員研修センター</p>	<p>・学校教育関係職員に対する研修 ・学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助</p>	<p>42</p>	<p>15 (14)</p>	<p>1) 学校管理研修について、国の教育政策上真に必要な研修に厳選・特化し、都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直し。</p> <p>2) 喫緊の重要課題研修について、研修内容を不断に見直し都道府県ごとの参加者に著しい差のある研修については国が行う研修としての妥当性を検証し、規模、方法の適正化を図り、廃止を含めた研修の在り方を見直し。</p> <p>3) 東京事務所(虎ノ門)は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約。</p> <p>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体・民間へ移管。</li> </ul>

4 W G 国 土 交 通 省	土木研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと</li> <li>・土木技術に関する指導及び成果の普及を図ること</li> </ul>	480	125 (96)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。</li> <li>2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。</li> <li>3) 北海道開発局から移管された寒地技術推進室については、業務運営の効率化の観点等から更なる集約化。</li> <li>4) 土木研究所が保有する別海実験場及び湧別実験場については、平成23年度に廃止し、国庫に納付。朝霧環境材料観測施設については、21年度に一部廃止したところであるが、23年度に国庫に納付。</li> </ol>
	建築研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発業務</li> <li>・建築・都市計画に関する指導、成果普及業務</li> </ul>	87	22 (20)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 民間では実施できない研究及び基準策定関連等の研究に重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。</li> <li>2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。また、国際地震工学研修についても、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにした上で効率的・効果的に実施。</li> <li>3) 知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努める。</li> </ol> <p>(参考) 事業仕分け結果 (H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該法人が実施し、事業規模は縮減。ただし、独立行政法人改革の論議の中で、基準作成関連とそれ以外の研究を整理しつつ、旧建設省系の他の研究所と併せてそのあり方を抜本的に見直し。</li> </ul>
	交通安全環境研究所	<p>運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと</p>	97	28 (19)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。</li> <li>2) 民間の関連研究機関等との連携について、知見・技術の活用や人的交流を積極的に行うなど、技術基準の策定等を行っている独立行政法人としての中立性に留意しつつ、連携を強化。</li> <li>3) 自動車アセスメント事業の当研究所への移管に当たっては、事業全体の効率化、トータルコスト削減につながる実施手法・体制を検討。また、検討に当たっては、事業移管による定量的な経費削減効果を明示。</li> <li>4) 自動車審査業務及びリコール技術検証業務の見直しに当たっては、既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた業務実施体制を検討。</li> </ol> <p>(参考) 事業仕分け結果 (H22.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● (自動車事故対策機構で実施している自動車アセスメント事業について) 他の法人(交通安全環境研究所等)で実施し、コストを縮減。</li> </ul>
	海上技術安全研究所	<p>船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと</p>	220	39 (33)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。</li> <li>2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。</li> <li>3) 特許等の知的財産権について、実施料の算定が適切なものとなっているか検証した上で、必要に応じて見直しを行い、自己収入を拡大。</li> <li>4) 大阪支所については、地方公共団体等による中小企業支援策が実施されていることを踏まえ、地方公共団体等への業務の移管を含め、大阪支所の在り方について抜本的に見直し。</li> </ol>
	港湾空港技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うこと</li> <li>・港湾及び空港の整備等の業務に係る技術の指導及び成果の普及を行うこと</li> </ul>	104	28 (15)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 港湾及び空港の整備等に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。</li> <li>2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携強化を図るなどにより、研究業務を効率的かつ効果的に実施。</li> </ol>



	電子航法研究所	・電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと ・電子航法に関する業務に係る成果を普及すること	60	22 (17)	1) 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準策定関連等の研究など、真に必要なものに重点化。なお、国土交通省所管の独法及び関連研究機関の業務について、その在り方を検討。 2) 関連研究機関が実施している研究内容等を把握し、知見・技術の活用、研究内容の重複等について事前に検証した上で、関連研究機関との連携を強化。また、航空交通量の伸びが大きいと予測されるアジア太平洋地域との航空管制機関及び研究開発機関等との連携については、積極的に技術交流を推進。
	航海訓練所	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対し、航海訓練を行うこと	433	61 (60)	1) 航海訓練所の練習船「大成丸」の代替に当たっては、燃費効率の高い船舶を導入するなどにより燃料費等運航経費を縮減。また、練習船隊の要員を縮減。 2) 訓練受託費の段階的な引き上げ、運航実務研修費用の見直し、教科参考資料の市販等により自己収入を拡大。また、船員の供給を受ける内航海運会社についても、受益者負担を求めることを検討。 3) 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関 15 校及び民間海運会社の間で人事交流を含めた連携を強化。  <b>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21.11)</b> ● <b>訓練負担金を段階的に引き上げるとの見直しを実施。</b>
	海技教育機構	・船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること ・船舶の運航に関する高度な学術及び技能に関する研究を行うこと	201	28 (26)	1) 教育管理業務に情報通信技術を活用することにより、教育管理業務の効率化を図り、要員の合理化を推進。 2) 海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料について、段階的に引き上げることで自己収入を拡大。 また、海技大学校が行う船舶運航実務課程の講習の実施に当たっては、講習に要した費用負担の拡大を海運会社、受講者に確実に求める。 3) 船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るため、乗船実習を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関 15 校及び民間海運会社の間で人事交流を含めた連携を強化。  <b>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H21.11)</b> ● <b>授業料を段階的に引き上げるとの見直しを実施。</b>
	航空大学校	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること	116	29 (28)	1) 私立大学等民間の航空機操縦士養成機関が安定的な操縦士の供給源の一つとなるよう、訓練ノウハウの提供等引き続き技術支援を実施。 2) 独法化以降に航空大学校の卒業生の採用実績のある国内航空会社間の負担が公平となるような仕組みを導入。また、新たな航空会社の受益者負担の導入に当たっては、適正な額となるよう具体的な負担の程度を検討。
	自動車検査	自動車保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと	850	131 (40)	1) 「3次元測定・画像取得装置」及び「自動車審査高度化施設」の導入・運用を内容とする「検査の高度化」については、その効果について定量的に検証し、公表するとともに、引き続き業務運営を効率化。 2) 指定整備率の向上や法人の業務の重点化等による今後の継続検査に関する業務量の縮減状況を踏まえ、検査コース数の削減、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員削減を含めた要員配置の見直し、事務所等の集約・統合化を検討。 3) 経費削減の観点から、主たる事務所（本部）について東京都 23 区を除く地域への移転を早急に検討し、平成 23 年度中に結論を得る。  <b>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22.10)</b> ● <b>抜本的見直し（検査事務を大幅に民間に移管することの検討を含む）。</b>
	海上災害防止センター	・海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を徴収すること ・船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること	29	31 (-)	1) 「緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施」等必要な枠組みを維持した上で、国により指定された法人の業務として実施。  <b>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22.4)</b> ● <b>実施主体は公益法人などの民間主体。</b>
5 W G	文部科学省 物質・材料研究機構	・物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	920	166 (156)	1) 目黒地区事務所を廃止するとともに、跡地を国庫納付し、事務職員を合理化。 (平成 21 年度簿価 24.8 億円 (土地)) 2) 東京会議室（虎ノ門）は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で他法人施設へ集約するとともに、要員を合理化。 3) 研究領域及びプロジェクトの重点化に伴う組織体制の見直しに当たって、事務職員の配置を見直すとともに、要員を合理化。  <b>(参考) 事業仕分けの評価結果 (H22.4)</b> ● <b>独立行政法人、研究開発法人全体の抜本的見直しの中で、当該法人のあり方を検討。</b> ● <b>会議室等の共用化の推進（東京会議室）。</b>

	防災科学技術研究所	・防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	194	105 (80)	<p>1) 防災科学技術研究の効率的・効果的な推進、成果の普及、他機関等との役割分担の明確化、研究内容の重複排除を図るため、①研究課題・テーマの選定や実施に当たっての事前調整、共同研究を含む連携の強化、②知的財産の活用戦略・方針の策定などを措置。</p> <p>2) 実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を始めとする施設及び設備について、外部利用の更なる拡大を推進。</p> <p>3) 地震防災研究フロンティア研究センターの研究成果をつくば本所に移管し、同センターを廃止するとともに、事務職員を合理化。（平成 21 年度賃借料 12 百万円/年）</p> <p>4) 研究領域の見直しに伴う組織体制の見直しに当たっては、研究各部・センターの事務職員の配置を見直し、データ入力などの業務について非常勤化するなどにより、要員を合理化。</p>
	放射線医学総合研究所	・放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発	483	145 (121)	<p>1) 重粒子線がん治療について、国内外への早期普及を図るため、短期的、中長期的な課題や関係機関との相互協力の在り方等の全体像を明らかにした上で、研究所としての具体的かつ戦略的なロードマップを策定。</p> <p>2) 那珂湊支所の平成 22 年度末の廃止に伴う事務職員の合理化を含め、研究部門の事務職員について、各センターの業務の特性、業務量、常勤職員と非常勤職員の業務分担等を踏まえ、更なる合理化。</p> <p>3) 研究施設等整備利用長期計画について、経費の縮減等を図る観点から、不要不急な施設の建設は行わないよう計画全体を見直し。</p>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	・国民の健康の保持増進及び栄養に関する研究 ・健康増進法の規定に基づく国民健康・栄養調査の集計事務、特別用途表示の許可等に係る試験及び収去食品の試験事務	46	8 (7)	<p>1) 健康増進法に基づく特別用途食品の試験については、民間の登録試験機関を積極的に活用することとし、研究所は検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に重点化。</p> <p>2) 栄養情報担当者（NR）認定制度については、研究所の業務としては早期に廃止するとともに、要員を合理化。</p> <p>3) 医薬基盤研究所、労働安全衛生総合研究所との統合に関し結論を得るに当たっては、具体的なメリット及びデメリットの慎重な検討が必要。</p>
	労働安全衛生総合研究所	・事業場の災害予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾病に関する研究	111	24 (23)	<p>1) 労働災害の防止等の課題に的確に対応するため、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞した上で、研究課題等の選定に的確に反映。</p> <p>2) 研究成果については、労働安全衛生関係法令等への反映度合い、労働災害の減少度合いなど具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価。</p> <p>3) 国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所との統合に関し結論を得るに当たっては、具体的なメリット及びデメリットの慎重な検討が必要。</p>
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	・駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務 ・駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務 ・駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	327	35 (35)	<p>1) 労務管理等業務について、徹底した効率化を行い、要員を大幅に縮減。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置。</p> <p>2) 大田区蒲田と横浜市に分散している本部機能について、業務の効率化、経費の節減を図る観点から早期に集約化。</p> <p>3) 旧コザ支部の土地等については、改正独法通則法に則して国庫納付。（平成 21 年度簿価 81 百万円（土地））</p> <p>4) 機構の各支部・分室については、保有資産の有効活用等の観点から、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討。</p>

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成 22 年1月現在。

(注2) H22 予算は当初予算ベースの 22 年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)。また、括弧内は、そのうち国の財政支出である。  
なお、国の財政支出は「平成 22 年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

(注3) 斜字の法人は、役職員に国家公務員の身分を与えている独立行政法人(特定独法)。